様式第二十三号（第十二条の十の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**記入例①**

|  |
| --- |
|  産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 令和 **２** 年 **４** 月 **○○** 日　 倉　敷　市　長　　様 届出者 住 所　**岡山県倉敷市西中新田○○○番地** 氏 名　**倉敷産業株式会社****代表取締役　倉敷太郎** （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号　**０８６-４２６-○○○○** 　　産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 |
|  産業廃棄物処理施設の設置の場所 | 　　**岡山県倉敷市玉島阿賀崎△丁目△番△号** |
|  産業廃棄物処理施設の種類 | 　　**汚泥の焼却施設** |
|  許可の年月日及び許可番号 |  　 平成　**10**　年　**11**　月　**12**　日　第　**(3)-K999**　号 |
|  変更の内容 |  △軽微な変更 | 　　**廃ガス冷却施設（スクラバー）の変更****※変更に伴う排水量の増大はない。** |
|  氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代 表者の氏名の変更 |  |
|  △規則第12条の10に揚げる 　事項の変更（同条第6号関 　係を除く。） |  |
|  規則第12条の10第6号に揚げる事項 |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生　年　月　日 | 本　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  廃止若しくは休止又は再開の理由 |  （廃止･休止･再開の別) |
|  廃止若しくは休止又は再開の年月日 |  年 月 日 |
|  ※事務処理欄 |  |
|  備考1　※欄は記入しないこと。2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。3「規則第12条の10第6号に揚げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 |

 （日本産業規格 Ａ列４番）

様式第二十三号（第十二条の十の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**記入例②**

|  |
| --- |
|  産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 令和 **２** 年 **４** 月 **○○** 日　 倉　敷　市　長　　様 届出者 住 所　**岡山県倉敷市西中新田○○○番地** 氏 名　**倉敷産業株式会社****代表取締役　倉敷太郎** （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号　**０８６-４２６-○○○○** 　　産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 |
|  産業廃棄物処理施設の設置の場所 | 　　**岡山県倉敷市玉島阿賀崎△丁目△番△号** |
|  産業廃棄物処理施設の種類 | 　　**汚泥の焼却施設** |
|  許可の年月日及び許可番号 |  　 平成　**10**　年　**11**　月　**12**　日　第　**(3)-K999**　号 |
|  変更の内容 |  △軽微な変更 | 　　 |
|  氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては、その代 表者の氏名の変更 |  |
|  △規則第12条の10に揚げる 　事項の変更（同条第6号関 　係を除く。） |  |
|  規則第12条の10第6号に揚げる事項 |
| （ふりがな）氏　　　名 | 生　年　月　日 | 本　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　所 |
|  | **S41/11/16** | **岡山県倉敷市粒江△番地** |
| **取締役** | **岡山県倉敷市福田町浦田□番地** |
|  | **取締役** | **（退任）** |
|  | **取締役** | **（退任）** |
|  廃止若しくは休止又は再開の理由 |  （廃止･休止･再開の別) |
|  廃止若しくは休止又は再開の年月日 |  年 月 日 |
|  ※事務処理欄 |  |
|  備考1　※欄は記入しないこと。2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。3「規則第12条の10第6号に揚げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。 |

 （日本産業規格 Ａ列４番）